

論説

真実はどこに？

正義はどこに？

1. もう六年以上前から、「何の関係もない」との主張を繰り返すアントワヌ・コニュに対し、いかなる物的証拠も示されていないのではないのか？
2. 遺体が発見された場所を統括する警察の主任は、遺体回収後、全ての現場検証が終わっていないにもかかわらず実質的な現場保存をしなかったのではないのか？
3. 刑事捜査の不備が、十二時間もの誤差のせいで被害者の死亡状況や死亡時刻を断定することを不可能にしたにもかかわらず、この小さな島で時計を持たずに生活している農夫とカナック芸術家の一時間の「記憶の欠落」が、悲劇の数年後、有罪の決定的な証拠となったのではないのか？
4. アントワヌ・コニュの DNA は遺体や衣類からは発見されず、同様に KUSAMA Mika さんの DNA もアントワヌの身体や衣類から発見されなかったのではないのか？
5. いわゆる「決定的な証拠」は、悲劇の数年後、押収品とはされていなかった物によって明らかになったのではないのか？
6. 法の下での平等という不触知の原則を無視して、裁判での証人は様々な思惑の対象ではなかったか？

これら六つの疑問だけでなく、さらに十数個の疑問が解決されぬままとなっている。

### コニュー族の美しき習慣

「今夜、また2人の兄と一緒にいることができると信じていた」、これはアントワンヌ・コニューとアンブロワーズ・コニューの妹が、2007年12月12日、ヌメア裁判所の出口で涙をこらえながら心の底から語ったものだ。

この言葉は、お別れの挨拶の中で年配者の言葉に続いて出たものだ。普段は部族の中で長く思い出深い時間を過ごしたあとに使われるものだが、驚くことに今回はヌメアの法廷の前だった。

人はめったに苦難に直面したカナック家族の尊厳さについては語らないが、この言葉の美しさは、人々の心を落ち着かせ、慰め、一致団結させて淡い希望を共有させた。我々はこの言葉を紡ぎ出す能力に感嘆の意を覚えた。その言葉は、生き続けるための勇気、そして、一度は嘲弄されてしまった権利を認めさせるため、戦うための勇気を与えてくれた。我々は深い沈黙の前で、厳粛な気持ちで、慎み深くただ頭を下げ続けた。これらの人間的な美点は訴訟中ずっと抱き続けられ、この思いはMikaさんのご両親やアントワンヌとディディムの関係者にも共にされたものであった。

コニュー家は、15日もの長く苦しい訴訟の間、わざわざ時間を割いてずっと彼らを支えてくれた人々に感謝の意を述べた。しかしその15日間の訴訟の中でも、「イルデパンを良く知っている者」によって隠された真実が明らかにされることはなかった。

彼らの逮捕の時、2002年5月7日、アンブロワーズとアントワンヌは無罪を主張した。「我々には無関係だ」と。「それ」とは、KUSAMA Mikaさん事件のことである。カヌメラ岩の上に遺体が置かれるという事件であり、その岩は彼らのものであった！また、「それ」とは、事件に関係することであり、刑法の専門家に言わせれば犯罪に加担するということであり、原告の弁護士が何を主張しようと繋がることのない関係性である。

事件から6年、この若い日本人女性の死の謎は、未だ解決されぬままである。5月2日木曜日の午後、彼女は何をしていたのだろうか。彼女はどこを歩いていたのか？この午後、彼女は誰に出会ったのだろうか。いつ、そしてどこで彼女は亡くなったのだろうか。どのように、そしてなぜ、彼女の旅はイルデパンで終わってしまったのだろうか。

司法制度によってもたらされた訴訟が終わった後でも、私たちはこれらの答えをまだ見つけてはいない。また、2002年の初めにはいろんな問題が当地で起こり、秩序回復のために憲兵隊が動員されたという巧妙な言い訳のもと、その欠陥を正当化しようとした。

そして2007年12月、デスワルト氏が力強く言った「自分の無罪を証明するのはその人自身ではない」という言葉を思い起こさせる権利の原則を無視し、足元にどんな罠が待ち構えているようにも、正義を追及するために専門家として誠実に尽力する弁護側弁護士たちの並々ならぬ努力にもかかわらず、追訴事項にまわった予審や鑑識確認や鑑定の欠如、捜査の際に証人が尋問を受けなかったことなどの欠陥がありながらも、アントワンヌ・コニューの疑念は晴らされることはなかった。

アントワンヌ・コニューの支援団体は、「すべての意味での」人権を守らせることに専念している。そしてそれは、アントワンヌ・コニューの自由と、そして名誉を、新たにもたらさなければならない。

2002年5月2日木曜日。朝8時40分、KUSAMA Mikaさんが乗ったエアカルの飛行機がイルデパンに到着。5月1日水曜日に行ったウベア島で短い滞在を終えた後、彼女はこの島にやって来た。彼女は土曜日にヌメアに戻るようになっており、日曜日には日本に帰るようになっていた。空港到着後、歓迎を受けたKUSAMA Mikaさんは、クベルカ宿の送迎車によって9時頃に宿に向かった。彼女はチェックインをし、部屋に入り、昼食にサンドイッチ、夕食にエスカルゴを注文した。そしてその後、クトビーチに向かった。彼女はお昼頃に宿に戻り、プールサイドで2本のクローネンブルグビールと昼食のサンドイッチを食べた。そしてその後、宿で彼女を見た者はいない。

5月2日木曜日の夕食時、彼女がいないことに支配人が気づき、他の宿やレストランに連絡を取ろうと思ったが失敗に終わった。

5月3日金曜日。朝、支配人はこの若い日本人女性が帰ってこなかったことに気が付き、憲兵隊に知らせた。村長であり、憲兵隊に影響力を持つ共同体の第一行政官でもあるヒラリオン・ベンデグ大酋長のヌメアからの戻りが待たれた。

5月4日土曜日の朝。部屋のチェックアウトのため、警察責任者が失踪者の部屋へ行った。彼女の私物やパスポート類は押収され、厳重保管された（マイルドセブン3箱と、2つの吸い殻）。

5月5日日曜日。陸上での捜索がなされ、島の上空をヘリコプターが飛んだ。ルフェーブル酋長とその2人の使いが、徒歩でカヌメラ岩上の3つの小道を捜索した。その際、翌日に遺体が発見される場所から数メートルの位置を通っていた。

5月6日月曜日。大酋長の指示のもと、より大きな捜索が島民、特にクアテー族を動員して行われた。しかしその際、憲兵隊責任者はいなかった。12時30分、カヌメラ岩の左の小道でシャルルクアテがKUSAMA Mikaさんの焦げた遺体を発見した。警察に通報が入り、憲兵隊が駆けつけたのは13時30分頃だった。17時、犯罪鑑識係が調査を開始、日没に帰っていった。憲兵隊は現場保存をせずにその場を去った。

5月7日火曜日の朝。岩上の徹底的な捜索によって、深い穴（3.80m）が発見される。それは遺体発見現場から50mのところにあった。そこから、ビーチタオルや青いバッグ、プラスチック製の袋、クローネンブルグビールの缶、2つのマイルドセブンの吸い殻（Mikaさんが泊まっていた部屋から押収されたものと同じ銘柄）と、KUSAMA Mikaさんの私物が発見された。

多くの島民がその場を訪れていたが、犯罪推定現場は野次馬から守られることがなかった。そして憲兵隊による現場保全もなしに、4日の間をあけてから何回か調査がなされた。

5月7日火曜日12時。全くの尋問もなくコニユ家の2人の兄弟が逮捕された。逮捕劇は壮絶で、10数人の憲兵隊が彼らの土地を囲み、ディディムとアントワンヌは有罪と決めつけられて身体を調べられ、憲兵隊の監視下に置かれた。

5月9日木曜日。2人はヌメアに送致され、予審判事に面会。予審判事は彼らに勾留状を発行し

た。

また同時に、岩にある階段の取り壊しや、1990年にストップした芸術村設立計画以来その場に残されていた設備（像、シャンブランル、ファレ）の取り壊しが、クアテー族の30名ほどによって行われた。コニュの家族には、カヌメラ湾にある彼らの住居の取り壊しと、島からの退去の可能性が通告された。捜査がまだ終了していないという意味が含まれた憲兵隊の情報は、まさにその時にやって来た。階段はまだ一部分しか取り壊されていなかった。

5月10日金曜日になり、やっと捜査員と犯罪鑑識係が、「2度目の捜査」のために岩に戻ってきた。調書には前置きの注釈が付けられ、現場はすでに荒らされていたと明確に書かれていた。遺体発見現場やその周りには献花が捧げられていて、その事実は「我々が調査した後、人々が岩に上がってきていたようだ」との注釈を証明するものとなった。また、遺体発見現場から数メートル離れたところで血の付いた2つの石が発見された。そしてそれが凶器と考えられた。

5月11日土曜日発行の *les Nouvelles Calédoniennes* 新聞には、「アントワンヌとアンブローズ コニュは否認し続けている」と書かれていた。その直後から、2人は容疑者や被疑者、被告ではなく、罪人として名指しで挙げられることになる。この状態で、どのようにして公平な証人を探し出せるというのだろうか？

#### 事件の流れ：2002年から2008年の6年

拘禁された後、科学的捜査やパリに送られていたDNA鑑定の結果によって無罪が証明されるのを信じたまま、ディディムとアントワンヌは釈放される日を空しくも待ち続けていた。またディディムは、2か月もの間、独房に入れさせられていた。

2003年、支援団体がイルデパンで立ち上がり、司法機関の機能不全を声高に叫んだ。人権連盟がそれを引き継ぎ大いにメディア攻勢を仕掛けたので、18ヶ月後、イルデパンでの滞在は禁止ではあったが、ディディムは一時的に釈放された。しかしアントワンヌは拘禁されたままだった。

2004年12月9日、ビダリエ予審判事はコニュ兄弟起訴の決定を下す。

2005年3月、複数の弁護士が調査を開始。事件はクリスチャン・メジエール氏が指揮する重罪院（2005年8月8日の法廷）の第2次開廷期の訴訟事件目録に登録された。

明らかに書類に一貫性が無いため、弁護士は厳重保存押収品の公開を請求した。2005年6月16日のことである。そこには、宿の部屋から回収された現像はされていないフィルム入りカメラ、マイルドセブンの吸い殻（いかなるDNA検査もなされていなかった）、予審の際には調べられていない被害者の携帯電話、4月30日から5月1日の間以外は翻訳されていない被害者の手帳があった。

そして検察側も、この事件はまだ審理される状態にないと認めたのである。

2005年8月30日、アントワヌとディディムはイルデパンでの父親の葬儀に参列することを許可された。父親は、家族に訪れたこの惨事に抗おうとしなかった。海で暮らす年老いた島民が言うように、「魚の頭としっぽ」と言った。長男と末っ子のことだ。アントワヌは手錠をしたまま教会へ行った。

人権連盟の行動に支えられ、弁護士は何度目かの要求の後、アントワヌの一時釈放を勝ち取った。しかしながら、2人には自分の島での滞在は禁止されており、お互いに会うことも禁止された。彼らはヌメアとウエン島に住んだが、仕事もなく、家族に支えられた。

2007年8月初旬。11月から12月の重罪院開廷期への訴訟登録前に、メジエール裁判長は、被告人のアリバイ証人への尋問のために、現場へ赴くことを命じた。

しかしもしそれが2002年5月の検察側の証人だけの尋問ならば、この移動は具体的なものを何ももたらさない。彼らの大半は、前言を撤回するか、発言を翻すからだ。訴訟は2007年11月の訴訟事件目録に登録され、例外的なものとしてマスコミに報じられた。

重罪院第一審は、長く、そして苦痛な審議の後、2007年12月に完結した。結果、ディディムは無罪となり、アントワヌには15年の禁固刑判決が下された。

## 真実はどこへ？正義はどこへ？

コニュ事件の記述を読むと、多くの疑問が解決されぬままとなっている。

- ・イルデパンの憲兵隊の無責任な行動。
- ・「学捜査班」による現場検証：欠陥だらけで手際が悪く、あいまいな点が多く残る。
- ・やっつけ仕事で、多くが追訴にまわされた予審。欠落と言うよりかはむしろ深淵。コニュの書類には納得のいく証拠がなかった。
- ・反対記事の出ないマスコミ。独立した調査方法を全く持たないもので、売り上げを伸ばすスクープ以外は追従的な態度で事件を追い扇動するのに貢献するだけのものである。

その後、補足記録もまた、弁護側からと同様に裁判所長や検察官からも請求された。そして事件はその後の開廷期に送られた。弁護側、

## 事件の推移についての確証の欠如

犯行の概要に関して、つじつまの合わない点がたくさんある：原告側弁護士によって陪審員に

示されたこの概要は、検察官によっても繰り返された。

第一の論証：遺体はカヌメラ岩の上で発見された。その岩へのアクセスを彼らは禁止しようとしていた。彼らの岩だ！その岩は「彼らの居間（原文のまま）」だ！詳細に述べるならば、湾の先端に位置するその「岩・居間」と、海岸中央部の木陰に作られたコニユの家との間は150mほどだ。

さらに続ける。岩は一族によって立ち入り禁止にされていたので、彼らだけがMikaさんをそこに連れて行けた！まさか！数多くの証人が、何回かは立ち入り禁止の掲示を恐れることなく、許可なしで岩に登っていた。検察官はそれを気にかけない！

そしてもし、遺留品と共に穴に入れられたのではなく、木の枝によって隠されたり、蠅の集まりや臭いを防ぐために砂で覆ったりするのでなく、暗闇の中でもラグーンを航行することができる海の民によって海に投げ入れられたのではなく、遺体が小道のすぐ近くに放置されていたのなら、それは罪人が、遺体が発見されることがないと確信していたからである！

まだ終わらない！岩の上で落ち着き払い、アントワヌは遺体発見は恐れなかったが、それを消し去ろうと焚き木を集めている！遺体は前面が炭化した状態で発見され、専門家は何らかの火器か、家庭用品が使われたであろうと供述している。そのような製品が、岩の上の小屋の中にはあり、同様に、ウレロジの工事現場からも発見されている。そして何の証拠もないのに断言されているのは、使用されたのはアントワヌの製品であるということだ！さらに付け加えると、それを使用したのはアントワヌであり、他の誰もそれを使っていないということが付け加えられている！

海岸に面した場所で遺体を焼く！遺体を消し去るために！誰にも見つからぬように！カヌメラ湾に面する見晴らしの良い岩の上で、5月頭の連休を利用する観光客の目前で！バカンスの観光客はものすごい数なのにもかかわらず！

どのように事実を拒否できるのか？もし若い女性の手が、爪までが、彼女の身体前面が炭化しているのなら、わずかな生命の痕跡すら消し去りたかったということになる。火器は、DNAの痕跡さえも消し去るために使われたということになる。

そして火の周りの小石たちは？火が他の物に移らないように使われたのだと言う者がいる。これは「焚き火をした」という説である。さらには、いけにえの儀式に使われたという新たな説もあり、「アントワヌは狂信家になった。彼は島が見渡せる場所にいけにえを捧げる」という者もいる。禁忌の岩についての作り話や、「ディディムのもとに」集う時が来たとして作り話を語る者がいるのだ！

原告側の弁護士は、なんと容易に物事を進めることができたことか。それは驚くべきことではない。しかし検察官は、陪審員に見せつけるためにこの作り話に重点を置き、それを求刑論文の中に盛り込んだ。これは2007年12月の訴訟の中での、重大な機能不全の一つではなからうか？

Page10

「司法ミスに導いたもの、それは厳密さを欠いた警察の捜査であり、それは被告に不利な証拠となった」

元法務大臣のマリーズ・ル

ブランシュのこの分析は、完全にコニユ事件のものに当てはまり、予審の悲しき欠陥にも当てはまる。日にちや時間、犯行現場のことは、いかなる証拠も捜査からもたらされていない。

ている者の、例の「アリバイの穴」に依拠してか？

Mikaさんは正午ごろ、部屋を借りた宿のプールサイドでサンドイッチを食べた。その後すぐに部屋に入る。何時まで？

誰も何も詳しくは知らない！

しかし、宿の支配人はMikaさんの鍵があるのを15時頃に確認している。そこから我々は15時と考えている。

そこに明白なものがある！

7日火曜日に遺体を調査した法医学者は、Mikaさんが姿を消した時から3日金曜日までの間に死亡したであろうと推測している。なぜなら、「早い遺体腐敗の状況から、遺体は約3日間の間湿度と熱のある気候の中に置かれていたと言うことができる」からである。また彼は、唯一不確かなものの幅を縮めることのできる昆虫学調査がなされなかつただけに、2日木曜日の15時から17時の間に亡くなった可能性があるとは主張しないようにしている。

2日木曜日：

クブニーの夜警が、「異臭を感じた」と発言している。それは金曜日の夜のことであり、隠された証言である！

検察によって召喚された証人は、「岩の方から来る煙を見た。岩の周りで肉の焼ける匂いがした。それは2日木曜日17時45分頃のことだ。」と証言した。

証言は差し押さえられた！

ゆえに犯行時間は……

予審の欠陥：犯行日時について  
の確信の欠如

犯行の日にちと時間はまさにここだ。我々は殺人者のしっぽをつかんだ！

矛盾、疑問、不確かさ

犯行時間：不確かで疑いの  
余地のあるもの。

法廷での長時間に渡る粘り強さで、我々は被告人と証人に、他の日にちや可能性のある時間を顧みず、その日とその時間について尋問を行った。それは宣誓を行った医者<sup>1</sup>の結論に反駁しつじつまの合わない証言の中から、より確かなものを選びながらのものであった。

陪審員に示された犯行時間は、どのようにして決定されたのか。事実や明白な証拠のある出来事に依拠してか？  
または、犯人と決めつけられ

Page11

時間の穴と、島民についての2つの無知

「あなたたちは時計を持っており、私たちには時間がある」

これはカナックがヨーロッパ人に対して言った言葉である。一方これは、アリバイ証明が不可能

であることを指し示す。これは被告人アントワヌに不利な決定的証拠として使われた。あいまいな記憶のせいで、故意に逃れようとしていると嫌疑をかけられた！

1週間前、または5年前も前の、ある1日の時間の使い方を思い出そうとする中で、証言にところどころ矛盾が出てきてしまう。これで嘘をついたと考えられてしまうのだ！

検察官は、Mikaさんの死亡推定日の前日に、アントワヌがタバコを吸ってお酒を飲んでいたと言う。これでアントワヌの記憶があやふやだと決めつけるのには、いささか不十分ではないか？

もちろん無罪の人のためだ！しかし同時に、有罪だと確信している人のためでもある！

仕事に縛られた時間の制約を受けず一定の型にはまった生活を享受している中で、何の記録もなく時計も持たずに、いかに一日一日を区別することが難しいかを誰もが知っている。法廷にて、非常に正確で自信を持った証人を動揺させるため、この件は議論として考慮された。しかしながら、いかなる時も、検察官はアントワヌが正確であると認めることはなかった。彼は部族の中で育ち、兄弟と共に畑を耕していた。つまり、自分自身で一日を決めることができたのだ。彼は時計を持たず、疲れや空腹などの感覚の上に身を落ち着かせて、時間の流れを感じていた。太陽と交通の流れ（車や飛行機、スクールバス）のみを、一日の流れの中に自分自身を置くために信じていたのだ。

5年後、彼が記憶を探し当てることができないことで、法廷は苛立ち、彼は嘘つきというレッテルを張られる結果となった！

もしこれが、2つの文化の断絶を悲劇的に象徴するものなら、愚鈍な執拗さは滑稽なものである。裁判長は苛立ち、言った。「あなたの発言はいつも変化する！……もし誰か証人が来て他のことを言ったら、またあなたは意見を変えるだろう！」

もちろんそうだ！アントワヌはもう覚えてはいない。彼は言った。もうはっきりとは分からない、毎日が似通っている、と。しかしながら彼は、二重否定によって作られたアリ地獄のような質問に答えることを強く課された。そして彼は、できる限りの返答をした。それは自分の記憶というより、証人の供述を当てにするようなものであった……。また、被告の時間の「穴」について、彼らはなんとか話をさせようとする。彼は家にいたと言うからだが、それなら全ての人にとって脅威的なことだ！時間の穴とは、何の理由もなく、いつもいる場所に、いつもいる時間に不在であったということではない！時間の穴とは、それを証明し無実を明らかにできる誰の目にもつかず、静かに家にいることでもあるのだ。

これが、納得できる「証明」だと考えられている……。戦慄を覚えるのに十分である。

予審の欠陥：犯行現場についての確証の欠如

カメラ岩：犯行現場？

岩は犯行現場であるため、まずMikaさんを岩に登る気にさせなければならない。しかし旅行ガイドブックや階段下のプラカードには、立ち入り禁止と明確に書かれている。Mikaさんは礼儀正

しい若い女性なので、その土地の地主か、そう詐称した人物と一緒にあったとしか考えられない。しかしこれは、彼女には確かめる方法はない。検察はよく、アントワヌは感情を表に出さない人物であると表現する。決して感じが良いとは言えず、なおかつ前夜から二日酔いであった。決して一人きりの若い日本人女性旅行客を引きつけるようなタイプではない！

もし犯行が岩の上であったとしたら、地面に血痕が残されていたに違いない。なぜなら、犯行は特別に残忍であったからだ：顔は「重くてでこぼこしたもの」によって痛めつけられ、胸郭は潰され、傷口からは必然的に血が出ていた。また、鋭利なサンゴの上で横たわっていた彼女の背中には跡しかなかった。背中には外傷はなく、しみ込んだり地面に残されたような血痕は、鑑識の専門家によっても全く発見されなかった。

人々は、イルデパンでは雨が降っていたと反論した。5月7日の7時には65センチの降水量、5月2日から10日の間には158センチの降水量があった。降水量調査は空港の横にある気象センターによって測られていた。しかし、そこから10キロメートル離れた岩での降水量は測られていない。

論理的に考えてみよう。岩もこの大量の雨を浴びたとする。地面はほぼ完全に洗い流された。そのため、地面からは血痕が発見されなかった。しかしながら、わずかにしか木の枝によって覆われていなかった穴の中から発見された吸い殻と衣類が湿っていなかったということは、どのように説明できるのか（嚴重保存押収品に入れる前、捜査官がそれらを乾かすようなことはほとんどない）。一方、湾では降水量が少なかったのなら、穴から見つかったMikaさんの遺留品や2つの吸い殻がほとんど湿っていなかったのは当然である。しかし、推定犯行現場に血の広がりが発見できなかったというのはどういうことか？

唯一の可能性は、誰かが彼女を傷つけたとしても、遺体は血を流さなかったということだ。これは2つ目の仮説の検討へとつながる：それは「演出」である。

#### カメラ岩：演出？

それは5月10日金曜日のことだった。直近2回のもは「徹底的な調査」と呼ばれている3回目の岩の搜索の後、足元に置かれた小さな花束によって誘導された捜査員たちは、遺体発見現場のすぐ近くに、パンダナスの植物を見つけた。彼らはこのパンダナスの棘のある根元と、島民が憲兵隊に通報した、血の付いた2つの大きな石の調査をした。2つの石に付いた血痕には、MikaさんのDNA反応があった。同様に、パンダナスの根元に引っ掛かっていた毛髪にも、MikaさんのDNAが確認された。しかし驚くべきことに憲兵隊は、火曜日の朝に日本人女性の遺留品が穴の中から発見されたということを、誰にも言わなかったと証言しているのである。

#### Page13

ところが、ある島民の尋問調書の中には、これらの石は火曜日の午後、遺留品が発見された穴の前で回収された、と書かれているのである……。

他の腑に落ちないことは、思い返してみると、現場保存されることがなかったその場所には、すでに「自発的な」多くの人たちが訪問していた。それはいくつもの花束が証明している。また、犯行の凶器として考えられていた2つの石は、5月7日火曜日の調査の際には発見されなかった。石に

は血痕が付着してはいたが、反対に地面からは、被害者に加えられた傷から間違いなく生じたであろう血痕は、全く発見されなかった……。

そう、岩の上が Mikaさんの死亡現場であるかどうか疑うのは当然のことだ。唯一確かなもの、それは、遺体はそこで発見されたということだけだ。

殺人者は、単独だろうが仲間との協力であろうが、疑惑を彼らに向けさせるため、遺体をコニユの岩の上に動かすことができた。もちろん、Mikaさんほどの身長の人を一人運ぶのは大変なことだ。遺体を地面に置いた後、犯人は穴の中にMikaさんの遺留品、たばこの吸い殻を置いた。雨にもかかわらず汚れていないこの2つの吸い殻は、他の場所で吸われたものであろう。なぜなら、日本人観光客はめったに吸い殻を地面に捨てたりしないからだ。彼らは吸い殻をポケットやカバンにしまう。あとでホテルなどに帰って捨てるためだ。

検察の代表者は、一つの仮説しか考慮しなかった。それは原告の弁護士の仮説である。なぜか？

この事件は入念に作り上げられた演出であるという2つ目の仮説は、原告側の弁護士によって強く却下された。彼は1つ目の仮説、「隠ぺい」はいわゆる犯罪の状況下で、殺人者にて行われた、ということを選んだ。「陰謀！我々をバカにしているのか！」反論は論理的ではなかった。

次席検事もまた、この可能性を棄却したが、論理付けようと試みた。「コニユに対する陰謀？しかし部族たちは仲が良い！それに家族でもある！また、もし陰謀であるなら、それはすぐにわかってしまう！耳にしてしまう！不動産に対する対立？ある一族の意思が他の一族と対立している？小酋長の地位が問題になっている？そんな卑俗な問題のために、このような演出をわざわざ計画するのか？」

無邪気さいっぱい司法官のこの反駁は、カナック文化を理解していないことの証明である。土地。カナック世界では、それは決して「卑俗」なものなんかではない。土地は我々の知性さえも傷つけるものである。氏族間の競合問題のために犯罪が起こりうるということは、誰も言いはしない。しかし、予審で訴訟問題になっている人物が、唯一のコニユ族に属しているというのを、どうして理解しようとししないのか？

犯罪、もしくは性犯罪に偽装された事件に関して言えば、岩の上への遺体の移動やいけにへの儀式における焼き化粧は、広範な地域開発を妨げようとするコニユ兄弟に疑惑を向けさせるためのものだと考えることができる。そこに単なる卑俗な問題なんてない。大きな経済的利益の問題が、そこには賭けられているのである。

検察の代表者は、秘密裏にこの方面に調査を送った。ここぞまさに啞然とするところであり、我々裁判を受ける人間にとって、安心できぬところである。

コニユ事件の基礎に横たわる、不動産と慣習に関する意見の対立

ここ数年来、部族は緊張下にあったという事実を知らねばならない。2つの氏族、コニユとクアテの対立は、周知のものであった。対立は新しいものではなく、一部では不動産問題、もう一方では部族の支配体制の相続問題を含んでいた。そこに大酋長で村長でもあるヒラリオン・ベンデグの

クアター族寄りの支援的立場を加えなければならない。

不動産に関し、カナック（ニューカレドニアのメラネシア原住民）の間では、私有地という意味においての実質的な個人不動産というものはない。しかしむしろ、家族不動産や氏族不動産、部族不動産など、本質的な仲間との、「共通」の所属や享有の概念が存在する。これらの「原住民の土地」とか「慣習に則った土地」と呼ばれるところは、権利や財産の譲渡が不可能であり、交換や差し押さえをすることもできない。

そして知っておくべきなのは、1984年、クトの土地に対する権利を持っているコニュー族は、カヌメラ湾にて環境的な宿の建築計画を実現させようと考えていた。しかし計画は、競合相手の計画を支持する大酋長に却下された。1998年11月のオロ湾でのメリディアンホテル開設や、1994年のクト湾にあるクブニーの全面改築、そして2002年のクブニーの更なる増築と、2007年の海岸に面した大きなレストランの建築である。そして注目すべきは、2004年のウレロッジリゾートの建築である。これはクアター族の持つ、ウレ民宿に代わるものであった。

並行して、1987年に彫刻の賞がディディムに与えられた後、岩の上に芸術家村を実現させた。しかしそれは1990年の初公開式の時に、ヒラリオン・ベンデグによって閉鎖された。以来、コニュー族はカヌメラ湾の岩へのアクセスを禁止している。

慣習に関し、1998年まで部族の長であり、自身も父親アンブロワーズ・アジュアトル・コニューを引き継いだ（世襲性で長子相続）故ドミニク・インドウエネ・コニューの死後、2001年にクアター族から相続権に対しての異議が唱えられた。族長支配体制を敷くヒラリオン・ベンデグは、この対立の仲裁において中立の立場をとらなかった。しかもむしろ、不法行為によって和解するまでクアター族を優遇した。なぜなら、2004年5月24日の長老たちの会議の議事録によれば、部族は5つあったにもかかわらず、ヒレール・クアテが彼の一族のみによって指名されたからである。しかし慣習の長老会において、この決定は承認されなかった。しかし今度は行政裁判所において、ヒレール・クアテとヒラリオン・ベンデグによる懇請により、慣習裁判員長ジュベア・カポネの名の下、長老会の否決は疑問視された。彼らは両方とも、グレスラン氏（KUSAMA Mikaさんの弁護士）の補佐を受けていた。

行政裁判所は、コマニヤの小酋長の任命に関する、慣習の長老会においての棄却の合法性を認めた。現在、問題はパリの行政控訴院に置かれている。

Page15

未調査のままの形跡：軍、白人、そして島民

扉はほとんど開いておらず、捜査の間はすぐに閉められてしまう。そして訴訟では……

捜査はコニュー兄弟の有罪の方向へ非常に早く進んで行ったが、2002年5月の長い週末における旅行者の存在について、2002年4月26日から5月3日にかけてイルデパンの兵舎で休暇で

あった86人の軍人について以外は、いかなる調査も行われていない。飛行機や船を使って来た旅行者や、民宿やホテルを利用した住民のリストさえも出てこなかった。

軍人のリストや5月2日木曜日に民宿で夕食をとった者のリスト、そして島到着の時にそれぞれに渡された注意書きは、予審の書類に記入されていただけであった。この欠陥を正当化するため、捜査官は兵舎の注意書きを盾にした。そこには3ページ目に「岩に登ることの禁止」が書かれていた。捜査官の論理は以下のとおりである。岩へ登ることの禁止が明確に注意書きに書かれていたので、いかなる軍人も岩に登ることはできなかった。

しかしながら、5月2日木曜日。KUSAMA Mikaさんの失踪の日。この日は軍の休暇の最終日であった。兵舎での夕食リストによれば、彼らのうち41名が兵舎以外で夕食をとった。一方、数名は2つのブーニャを注文し、彼らはそのブーニャを通称クニエカと呼ばれる場所で食べた。なぜなら、海岸はものすごい風であったからである。同様に、数名は大麻や遊ぶ女性を探していた……。

重罪院の裁判長が主導して行われた唯一の調査は、86名の軍人のうちの、過去に憲兵隊によって職務質問や逮捕を受けた者と、性的な違反を起こした者のリストであった。結果、暴行や麻薬での法律違反について、咎めるべき6人の名が出てきた。同様に一つのメッセージがフランスはコムルシーの第8師団当局に届けられた。それはイルデパンに滞在した者の誰かが、何か特別なことを引き起こしたかどうかを確認するためのものであった。しかしこのメッセージの返答は、未だにない……。

しかし、5月5日、Mikaさんの遺体発見の前日。木曜日の昼にプールサイドでMikaさんにサンドイッチを提供したクベルカ民宿の従業員は、5月2日木曜日の15時30分頃、民宿近くの路上で「ヨーロッパ風の男性と手をつないで一緒にいる」日本人女性を見たと言った。

5月2日に軍人宿舎のレストランで働いていたある人物は、13時30分から14時の間に、日本人女性と白人男性のカップルが、軍人宿舎とガソリンスタンドをつなぐ道を歩いているのを見たと言っている。彼女の描写によると、「日本人女性は痩せていて、黒髪で、眼鏡はかけていなかった。細長い紐の小さなカバンを肩にかけて、クローネンブルグのビールを手を持っていた。

遺留品と共に岩の上の穴の中から発見されている……。

木曜日の夜に催されたお祝いに関して言えば、裁判での証人によって言及された「秘密のバーベキュー」がある。2002年の憲兵隊に、いかなる捜査が入ったのか？果たして何人の参加者や隣人たちが尋問されたのか？

扉はほんの少しも開いていないではないか！

証拠の欠如：イルデパンでの捜査にて集められた、または黙殺された証言は証言になり得るのか？

予審の間、なぜ多くのものが沈黙の中に沈められたのか？

まず、島民は市民や被告である前にカナックであるのだから当然、知っているものや見たものを、憲兵隊でなく彼らの仲間に打ち明ける。訴訟の際に法廷に召喚されたアボ・コニュは力をこめて断言する。「遺体発見の知らせを受けて、彼らはやってきた。彼らが知っていることを私に話し、私は兄弟の名前を憲兵隊に告げた！そして私は待った。当時、私はまだ正義を信じていた。しかし何もならなかった！彼らは呼ばれなかった。それ以来、私は待った……」。

そしてここが、指摘されるべき予審の不足部分である。恣意的であろうがなかろうが怠慢であり、そして捜査の際には尋問されなかった証人を弁護側が法廷へ召喚したことに対する言い訳は「つい最近出てきた証人」「弁護側が手品師の帽子から出したもの（どこから連れてきたかもわからないような証人）」というものであった。またその供述は瞬間に無きものにされた

同様に、尋問の際、前の証言者の供述が明るみになってしまうことが、憲兵隊の敷居をまたぐことの邪魔をする。「みんなが我々とは反対の立場だ」、「怖い。多くの人がいて、イルデパンでの生活は非常に複雑なのだ……」。憲兵隊は、意図的であろうがなかろうが、ライバル心や島民の共同体のメンバー間の隔たりそして、コニュ兄弟をただちに有罪に追いやった土地の権力者に逆らうことの恐れを、全く気に掛けないのだ。

そして捜査がなされている間にそれが漏れ広がることで、アントワヌがこの件に全く関係ないことを知っている人の口や、誰かが何かのためにあることをしたと知っている人の口に封をしてしまうのである。

男性は約1,75m。若いがそれほど筋肉質ではなく、黒いサングラスをかけて白髪交じりの黒髪、「軍人カット」であった。そして手にはナンバーワンの缶ビールを持っていた。報告によれば、ナンバーワンとクローネンブルグの2つのビールの缶が、被害者の

時、生徒から自然に出る言葉は「すみません。嘘をつきました」というものだ。この地の日常会話

法廷にて、人間の尊厳が侵害されている時やその人の名誉を守ろうとしている時、で使われる「嘘をつく」という言葉の意味を、嘘ニケーションが取れないということは非常に耐えがたいものである。ディディムの体でも本当でも知らないということは、母親を敬リバイに関して追及されたとき、母親の返答は彼が言ったこととは逆になり、彼は静かにそのない悪い子供を非難することになって言った。「彼女は嘘をついている」と。しかしこれはカナックの日常の意味では「彼女は嘘をついた」。カナックにとって非常に辛いのは、これいしている」ということなのである。学校で、生徒が間違った答えを先生に言ってしまっ評審員の評価を下げ、動揺させるものになっ

てしまうということだ。

同様に耐えがたいのは、何回も繰り返されるシナリオだ。裁判長が、法廷に立つ証人に宣誓させる際、

「血縁関係は？」

「母方の叔父です」

「母親の兄弟ですか？」

「いとこです」

「それではあなたの叔父ではありません。叔父とは父親か母親の兄弟のことです」

「慣習上の叔父です」

「なんと！慣習上！まさにそれを私は言っているのです。それはあなたの叔父ではありません」

ここでは、言葉は2つの文化での異なった2つの現実を内包しているのだ。そして、裁判官がどちらが正しくてどちらが間違っていると言わないことは公正なことである。緊張が高まると、裁判長は、2つの定義のうちのどちらかを押し付けるよりはむしろ、なぜフランス語では兄弟と従兄の間に違いが必要かを明示することになる。次に続く証人たちはその明確さを理解することはできるが、裁判官の前で片方の文化に優位性を与えることは、文化の隔たりをより大きなものにしてしまうことにつながってしまう。

もちろん、その場にいる人々の理解を邪魔するのは、言葉の問題だけではない。例えば、裁判長はアントワヌを諷めながら、何度も繰り返して彼を理解しようとしている。「私はフランス語を話します。あなたもフランス語を話します。あなたは馬鹿ではない！」、「はっきりと言います。50回も繰り返しません」と言う。裁判長は彼の理解していない様子、わかろうとしない様子、彼の指標で解釈しようとしている様子を見て苛立つ。

一度全員のために表現の凝った質問をした後で、カナックの返答を待つ代わりに、何度も彼は繰り返す。反対意見の証言を引用し、また別の質問を投げかけるのだ。我々は法廷での証人が返答のために息を吸い込むのを何度も見た。答えなければ裁判長は止まらない。彼は質問し続ける。

これはまさしく文化の問題であり、言葉の異なる使い方の問題である。

これを繰り返すことが、結局は皆が待っている明確なものとは逆のものになってしまうということに、裁判長は気が付かないのだ。

強制される言葉は、異なる2つの文化間に橋をかけるというよりはむしろ、無理解の壁を築いてしまう。

訴訟における証人にとって、最大の困難とは、裁判官を理解し、裁判官を理解させることだ。

言葉はもはやコミュニケーションの道具ではない。

察側の意見に反すると知りながらも、どのように法廷で知っていることを供述できるか？陪審員や壮麗な服装を纏った裁判官に直面し、背後に満員の傍聴席を感じ、まっすぐと立ってほしい。懸かっているもの、それは兄弟の自由、そして間違いなく、島の中での彼らの立場である……。また、言葉をちゃんと理解し、それを上手く操らなければいけない。ときにその言葉は本当に風変わりで、常日頃使っている言葉どころか、日常フランス語からもかけ離れているものであるが……。訴訟の際、法廷では、弁護側の弁護士と2人の陪席裁判官以外は、いかなる優しさや繊細さもない！皮肉に立ち向かい、家父長主義や疑惑、罪責感、そしてずる賢さとも向き合わねばならない！

彼らは自分の考えを説明することに困難をきたしていたが、率直であったので、誰もそれを考慮しようとしなかった。そして、年齢のことや明白な動揺もあり、または単にヒューマンイズムの観点から、誰も彼らの心理を理解しようとは考えなかった。

例えば、我々は教師に対し、手紙を書かなかった、電話をしなかったと非難する（もちろん彼女は読み書きできるし電話もできる！）。我々は彼女が進め方を知らないことや、子供を教えるべき立場の彼女自身に指をさす。皮肉は人を精神的に傷つける……。信仰心から来る禁止事項を守るため、ある若い女性が宣誓するのを拒否した。「宣誓します」という表現に当たり、かつ彼女が受け入れられる言葉が見つからなかったからだ。しかし彼女は、嘘をつきかねない、偽証するかもしれないと疑いの目を向けられた。

74歳の老婆の供述は却下された（年齢のせい？すぐにフランス語を理解できなくて、うまく表現できなかったから？）。「あなたは時間を理解できる状態にない」、「一日一日を区別できる状態でない」と彼女は言われた。彼女は彼女自身の指標（洗濯や金曜日の四旬節）を持っているにもかかわらずである。そして彼女はよく、ヌメアとイルデパン間を行き来しているのにもかかわらずだ！たとえ彼女が地図を読めなくても（「こんな絵はわからない」）、彼女は他人が彼女に言わせようとしていることを供述するのを拒否する！彼女は自分の考えを持って、自分というものを持っていると言明する！彼女の説明と反する証言たちの波の中で、彼女はついに言葉が続けるのを止めた。「もう無理、もう話したくない」と。金曜日の朝に隣の家の方から3回にわたる叫び声を聞いたという彼女の重大な情報は、原告側の口頭弁論の中で逆の意味に解釈された。とても明確で正確なエアカルの若い従業員によれば、「13時58分（皮肉を言う者もいるが）」。彼女にはその証拠がある。仕事の時間で、子供を預ける時間なのだ。しかし彼女の母親の、曖昧かつ相反する供述により、相手側はそれに反駁しようと努めた。彼女もまた自分を持ち、証言を主張し続けている！

証言するということは、決して簡単なことではない。不安の中、法廷にて、聴衆の前で背中に裁判官を感じて立つ！そして、検察官の意見に反するとわかっているのに、知っているものを断言しようとする恐怖は明白である。「憲兵隊のところに行くのが怖い」、「母方の従兄弟が怖い。私を叩くだろう」となる。しかし裁判長は驚く。「バーベキューのせいであなたが叩かれるのですか？」そして……皆を驚かすような重要な情報は何も得られぬまま終わってしまう。殺人があったその夜、秘密にしておかなければならないバーベキューが行われたのだ！自分の属する共同体の前で告白するというリスクは、なんと人の意志を妨げるものであろうか……。

証人になる勇気を！

弁護側の証人になる時、どのように勇気を出すことができるか？検

裁判官を目の前に、どのようにしたら怖気づかずに堂々と入れるのだろうか！6年も後に記憶を蘇らせる努力やその時間を振り返る努力は必要不可欠なものである。しかし、法廷や共同体の中でなくても、恐れもなく知っていることを供述する勇気はまだ少ない。しかしその勇気が、アントワヌの運命を左右するのである。

この長い訴訟の中で、アントワヌの有罪に関するいかなる証拠も存在しないため、陪審員の内奥の確信は、これら曖昧な証言に基づいてしまったのだ……。

## 陪審員の使命

真実は分からない！どのように正義を貫くか？

陪審員の役割は、裁判長が訴訟開始の際に宣言する宣誓書の中で定義付けされている（刑事訴訟法第304条）。「最大で細心の注意を払って、ある者に対して課された追訴事項を審判し検討する……。被告同様、原告側の利益も裏切らない。宣告があるまで誰にも話さない。憎しみや悪意、懸念や愛情を聞かない。追訴事項や弁護の方法に従って決定する。誠実で自由な人間にふさわしく、公平に毅然として、良心や内奥の確信に従う。役割を終えた後でも、審議の秘密を守る」。

辞書には何と書いてあるのか？

内奥の：奥底にあるもの。存在の本質に結び付いたもの。

確信：明白な事実に基づいた精神の認諾。確実さ、完全な安心とその結果。

良心：誠実さ、気配り、配慮、細心の注意……。

カレドニアの陪審員が内奥の確信を得るため、15日もの長い訴訟の間、ヌメアの法廷では彼らにどんな責任を委ねるのか？細心の捜査によって確認されたものは、もうこれで全部なのか？証拠はすべて明白なものなのか？

いや違う！

検察によってもたらされた予審や、つじつまが合わずに事実と反している犯罪の概要、ばかげた推論、排除された証言、たとえ幾多の証人のうちの誰かが精神病の病的を持っていたとしても、それら証人の矛盾する供述の中から選んだ要素。これらをもとに、陪審員は態度を決めなければならないのだ……。

そう、これがまさに、アントワヌに関する決定を下すために、彼らに責任として委ねられたものである。

全ての被告が無実と推定される。疑惑は被告のためにならねばならない。アントワヌに無罪を！

「これ以上真実を見つけることが出来ぬ時は、疑惑を探せ。被告のためになる疑惑を。」元法務大臣マリーズ・ルブランシュ

元法務大臣ロベール・バダンテールは経験に基づき、ウトロー事件について、「司法制度の崩壊を避けるためには、原則を守るだけでいい。まずは無実の推定を。」と書いている。さらに、「このような場合に心を苦しめるのは、犯罪者によってではなく、法を適用する責任があり、かつ正義を統括する責任のある制度によって、人間の生命や暮らしが打ち碎かれることだ。」と加えている。

## 100年前に起きたドレフュス事件での誤審は、人権・市民権連盟の誕生につながった。

歴史上、最も有名な受刑者のうちの一人に関する誤審は、結局は明らかにされた。そして最終的に、彼の無罪は世間に公表された。人権・市民権保護の要求は、国際連合の成立後、とりわけここ50年の間でいくつもの国へ広まった。人権・市民権連盟は、中でも正義と真実を常に重視し、それは大切な目標でもあった。ある一つの体系（捜査、予審、訴訟）が砂のようにあやふやなものの上に建てられると、それは大抵崩れてしまう。しかし、それは2007年12月12日のヌメア裁判所には当てはまらなかった。裁判の決定を尊重し、人権・市民権連盟はこの件に関し控え目であることに努めた。アントワンヌ・コニュの有罪判決の後には、弁護士ほどではないが、陪審員の役割と能力、誠実さを疑問視した。人権・市民権連盟は心ならずもここに銘記する。ヌメアにて改めて控訴訴訟が行われ、その展開は非常に注視されるものであるということ。

他の多くの市民と共に、ニューカレドニア人権連盟はここに記載する。疑惑の原則は、5年半の間社会的制裁にかけられていた2人の被告のうちの1人にしか適用されなかった。2人の兄弟は今後の人生にレッテルを貼られた。これまでに発覚した欠如や欠陥、不手際、延滞、もっともらしい仮説、捜査や予審の際に調べられなかった痕跡、これらは今、アントワンヌ・コニュに強く押し掛かっている。彼の家族や一族はとても傷ついている。アンブロワーズは、無罪にはなったが損害を免れたわけではない。多くの疑問が残ったままである。コニュ兄弟にとって、KUSAMA Mikaさんの家族にとって、新たな悲劇の到来を恐れる多くのイルデパンの島民にとって、正義は再び立ち上がらなければならない。裁判が機能不全に陥るのは、これが初めてのことでない。人権・市民権連盟は、倫理的な厳格さを称賛する弁護士や、廉潔さを最大限尊重し、互いに密に連携を取り合うコニュ兄弟を支持する組織と共に、混乱を起こさずに先例のない活動を行おうとしている。

そして、もし放置され続けた情報を再び集めることが無理であったら、もし未調査のままのいくつかの痕跡を再調査するのが無駄であったら、控訴するとともに、裁判官が地元の事情を良く知る同僚と「非常に接近」するのを望み、彼らや陪審員ではない誰かが、「先人のものよりもさらにもう一步先に踏み込む」ことを希望し続ける。

その機能において非の打ちどころのない裁判、調書の中の尊重すべき被害者、名誉を回復すべき一族と、自由を勝ち取るべき人間。これらが控訴審にて、高尚に懸けられているのである。